

NEWS

遊技産業健全化推進機構ニュース

IO  
OCTOBER 2021



**恵まれないアジアの子どもたちに 靴、文具を贈り続けて約10年  
～コロナ禍のなかで進める社会貢献活動～**

# 機構の動き

8月度<2021年8月1日～8月31日>

## 遊技機等への立入検査関係

8月度 立入検査店舗数0店舗  
(遊技機検査0店舗、計数機検査0店舗)  
8月末日 誓約書提出店舗数8727店舗(対前月比▲35)

## 依存防止対策調査の関係

8月度 依存防止対策調査実施店舗数204店舗  
8月末日 承諾書提出店舗数8503店舗(対前月比▲41)

## 会議開催関係

8月に会議の開催はありませんでした。

なお、機構検査部は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京都を含め緊急事態宣言発出地区が広がっていることなどから、8月中の遊技機・計数機検査を中止し、依存防止対策調査のみを実施しております。

# CONTENTS

10 October  
2021

恵まれないアジアの子どもたちに 靴、文具を贈り続けて約10年— ～コロナ禍のなかで進める社会貢献活動	1
改めて広告宣伝規制について考える 三堀 清	5
店長に求められる知識「労務管理」	8
銀世界の裏150「不幸中の幸い」	11

表紙の  
はなし



## 滋賀県大津市 大津祭曳山巡行

タヌキが見守る曳山巡行。琵琶湖のほとり近江の大津では、10月京都祇園祭のように、13基の曳山が町中を巡行する盛大な祭が催される。同市の天孫神社の祭礼で、江戸時代に製作されたからくり人形を備えた曳山であるのが自慢だ。

巡回の順番はクジ引きによるが、先頭だけはタヌキが立って屋根から見下ろす「西行桜狸山(さいぎょううざくらたぬきやま)」と決まっている。慶長年間(1596-1615)に祭で評判を呼んだという塩谷治兵衛の狸踊りにちなんだもので、タヌキは祭を守護し、天気も見守るのだという。

10月の第2月曜(スポーツの日)前の土・日に行われるのが恒例だが、収まらぬコロナ禍のため、曳山巡回及び宵宮の曳山行事は中止、天孫神社の例祭神事が例年通り行われる予定だ。

# 恵まれないアジアの子どもたちに 靴、文具を贈り続けて約10年

新型コロナウイルスの勢いは一向に衰えをみせず、

全国のホールは引き続き厳しい状況下での営業を強いられている。

コロナ禍は、さらにホール企業が取り組んでいる社会貢献活動にも影響を及ぼしている。

悪条件の下でホールはどのように社会貢献活動に取り組んでいるのか。

埼玉県内で東南アジアの経済的に恵まれない子どもたちに

靴、文房具等を贈る活動に10年余り前から参加している

三慶商事の趙頭洙社長（51）に話を聞いた。



趙頭洙社長

## コロナの影響で縮小した 業界の社会貢献活動

一般社団法人パチンコ・パチス

ロ社会貢献機構（以下、社会貢献機

構）によると、全日本遊技事業協

同組合連合会傘下の各都府県方面

遊協、各支部組合、および加盟店連

が2020年（1～12月）に実施し

た社会貢献活動の現金・物品拠出

総額は10億3567万円。前年よ

り約4億3629万円（前年比29.

6%）の減となった。社会貢献機

構は2020年社会貢献活動年間

報告書で、新型コロナウイルス問

題の影響によるものと総括した。

ボランティア関連の社会貢献活

動の報告事例も1617件で、前

年に比べて1972件（同55%）の

減。コロナ禍の影響で外出や人と

との接觸が抑制されたためと同

機構はみている。

こうした状況下で、各種の社会

貢献活動に苦労しながら取り組ん

でいる代表例が三慶商事だ。さい

たま市に本社を構え、「アリーナ」

の屋号で県内に8店舗を開設する

ホール企業で、来年、創業60周年

を迎える。系列店周辺の定期的な

清掃や近隣の福祉施設への慰問ボ

## コロナ禍のなかで進める社会貢献活動



ランティア活動をはじめ、多岐にわたる社会貢献活動に取り組んできました。

Iぱちんこ産業連盟の副代表理事

でもある趙社長は、「正直、経営的に樂観視できる状況ではありませんが、経営理念の『共生』を具現化するうえで、社会貢献はなくては

靴や文房具類などを受取りに集まつた子どもたち。毎回、会場はあふれんばかりになるという。  
なお、この夏の寄贈に関してはクラウドファンディングで輸送費を調達した



ならないもの。もともと身の丈に合つた取組みをしてきましたので、できるかぎり従来どおりの取組みを続けていきたいと考えています」と語る。

## 贈った靴の総数は 9万3000足強

そんななかで、影響を受けているのが、海外への支援活動だ。趙社長が「コロナ禍の影響で、最近まで1年以上にわたつて活動が停滞していました」と表情を曇らせたのが、東南アジア諸国恵まれない子どもたちに対する支援だ。

同社では、フィリピン、タイ、カンボジアなどの恵まれない子どもたちに靴や文房具類などを贈る活動に賛同。10年余り前から系列店で活動をPRし、スタッフが物品を拠出するだけでなく、呼びかけて集まつた物品の仕分けや発送作業に協力してきた。

2012年には、この活動のため特定非営利活動法人SB.Heart Station（現在は認定特定非営利活動法人）が設立され、趙社長は副理事長に就任した。

特に力を入れている物品は靴で、これまでに海外に送つた靴の総数は

9万3000足強。年に数回の頻度

で、フィリピンを中心とする東南アジアの子どもたちに届けてきました」原則は趙社長ら同法人の関係者が現地に持参し、子どもたちに直接手渡しする。だが、世界的なコロナ禍で渡航が制限され、昨春を最後に現地へ届けられない状況になってしまったという。

なんとかこの7月、現地に信頼できる仲介役を見つけ、1年数か月ぶりに大量の靴や文房具類を送ることができた。「ですが、やはり私たちが現地を訪れ、顔の見える交流をしたい。早くコロナ禍が終息してほしいと思います」とため息をつく。

## 協賛店の活動に賛同 根底にアジアへの思い

活動に三慶商事が関わるようになつたのは、系列店の協賛店探しがきっかけだった。同社が「共生」という経営理念を制定したのは2005年。主導した趙氏は当時一役員だったが、08年に社長に就任、系列店の屋号を「アリーナ」に統一していくなど、新体制を積極的に構築した。その一環として各店舗の協賛店探しを進めるなかで、本

社に併設するアリーナ岩槻本店の近隣で古紙回収業を営む人物（小川喜功・現SB.Heart Station理事長）の活動を知ったのだった。

「フィリピン旅行時に突然のスコ

ールのなか、多くの子どもが裸足で外を歩いている姿に衝撃を受け、何とかしたいと思つたという小川氏の話に感銘を受け、協力することを決めました」

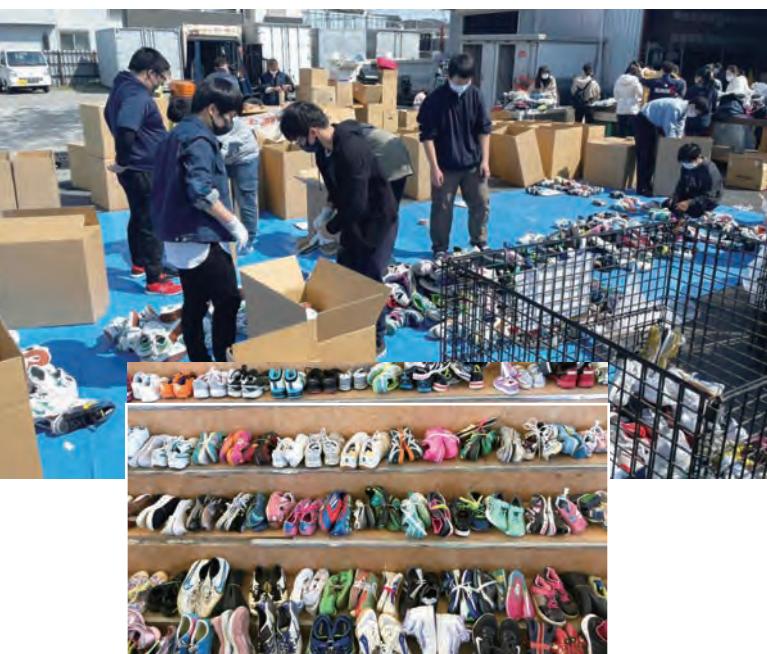
自分自身が前から抱いていたアジアに対する思いが、共感の下地としてあつたという。若い頃から映画に対する造詣が深く、映画製作にも関わっていた。映画を通してアジアの人々を身近な存在として感じていた趙社長は、「いつかはこれらの国々の人と何らかのかかわりをもちたいと、漠然とした思いをもつっていました。それも要因のひとつです」と振り返る。

活動の輪を広げるため、特定非営利活動法人を設立したいと、協力要請を受けたときには、迷うことなく了承。副理事長を引き受けたのは、そんな思いからだつたという。以後、同社では系列店の社会貢献コーナーで、活動を紹介す

るだけでなく、岩槻本店や古ヶ場店（さいたま市）、桶川店（桶川市）

恵まれないアジアの子どもたちに 靴、文具を贈り続けて約10年

コロナ禍のなかで進める社会貢献活動



呼びかけに賛同して送られてきた多くの靴を仕分けするのも重要な作業。  
三慶商事のスタッフもボランティアとして汗を流している



などでは、店舗内に靴の寄贈BOXも設けて、来店客に協力を呼びかけることを始めた。

法人格を取得してからは靴などの支援物資が徐々に増えだし、複数のコンテナで保管するほどになりました。そのため、再利用可能か否かの見極め、靴ならばサイズ別の仕分け作業が定期的に行われるようになりました。この作業に同社のスタッフは積極的にボランティア参加するようになったという。

「コロナ禍が広まつてからは滞りがちでしたが、最近は6月、7月と続けて行うことができました。7月は猛暑のなかでの作業で大変でしたが、当社のスタッフも黙々と立ち働いてくれました。活動に関わるようになって10年余り。おかげさまで社内にも活動の意義や私の思いが浸透してきたのかなと思います」と趙社長。

現地での靴の引渡しに初めて同行したときの衝撃も忘れないという。「僻地にある小学校の吹き抜けの体育館におよそ700人の子どもたちが集まってくれたのですが、家族も含めて、それを上回るすごい人数が殺到したんです。ものすごく喜ばれました。その様

子を目の当たりにして、これはずっと続けなければいけないと想いました」

地元商圈に関しては、系列店周辺の定期的な清掃や近隣の福祉施設への慰問ボランティアのほか、子ども食堂の支援（来店客から寄付された端玉賞品のお菓子を定期的に寄贈）、知的障害者をスポーツを通じて支援するスペシャルオリンピックス日本・埼玉支部のイベントへのボランティア参加など。

国内全体、あるいはグローバルな取組みとしては、自然災害時の被災地ボランティア、ブルタブ回収運動への協力、世界の子どもたちに予防接種用のワクチンを届けるためのペットボトルのキャップ回収運動への協力など、多岐にわたる。

被災地支援は、日本遊技産業経営者同友会（現MIRAIばんこ産業連盟）時代の、東日本大震災の被災地でのボランティア活動が原点で、毎年同団体の一員として、

## 人と人をつなぐ力が パチンコ店にある

そのほかにも、三慶商事は社会貢献活動に取り組んできた。

「人を目の当たりにして、これはずっと続けなければいけないと想いました」

恵まれないアジアの子どもたちに 靴、文具を贈り続けて約10年

## コロナ禍のなかで進める社会貢献活動



アリーナ岩槻本店。  
本社に併設された同社の旗艦店だ



経営理念「共生」を常に意識した店づくりで、  
来店客の多くは地元の常連客となっている



社会貢献活動を店内の目立つ場所に掲示。東南アジアの子どもたちに靴などを贈る取組みに関しては、BOXを設置して靴の提供を呼びかけている

入社当初の苦労から  
共生の理念を創造

もつとも、このような明確な信念を若い頃からもっていたわけではないと趙社長は打ち明ける。

しかし、その苦労が自身をホール経営に真剣に向かわせることになつたという。中小のホール企業はどうあるべきか、自分は将来、経営者としてどのようなホール企業を目指すのか。日々考えるようになった結果、「共生」の経営理念にたどりついた。

実践している社会貢献活動はいざれも理念を具現化させるため欠かせない取組みで、SB.Heart Stationを通じた東南アジアの子どもたち

は使命だと考えています。それにパチンコ店には人と人とのつなぐ「場」としての力があります。その力を使って、社会に役に立てることはないかと常に模索しながら歩んできました」と言つ。

映画づくりを断念し、同社に入社したのが20代半ば。すぐに常務に就任したが、「周囲は自分よりキャリアが上の社員ばかり。ユーワーとしてパチンコに接していた」とはいえ、ホール経営はド素人ですから、ものすごく苦労しました」と苦笑する。

経営も、社会貢献活動も、何ができるのか、何をすべきなのかを考えながら、これからも進んでいきたいと思います」と意欲を示した。

なお、趙社長は東南アジアの子どもたちへの支援活動で知り合つた他業界の経営者らと一般社団法人を設立し、フィリピンからの技術実習生の受入れ支援を目的とした日本語学校運営等にも取り組み始めている。こちらもコロナ禍での動きが停滞しているが、活動は膨らんでいる。

趙社長は他業界の経営者らと、フィリピンからの技能実習生の受け入れ支援にも取り組み始める。写真はその一環で現地に設立した日本語学校



手県各地、近年は南三陸町の復興を支援してきた。その後、毎年の

ように発生する局地的豪雨や地震災害などの被災地に対しても、同様の対応をしてきた。

これら社会貢献活動の根底にあ

るのは、「共生」という経営理念に込めた信念だという。「地域社会で

地元住民の方々を対象に商売をさら社会のお役に立つことをするのは使命だと考えています。それに

パチンコ店には人と人とのつなぐ「場」としての力があります。その力を使って、社会に役に立てることはないかと常に模索しながら歩んできました」と言つ。

映画づくりを断念し、同社に入社したのが20代半ば。すぐに常務に就任したが、「周囲は自分よりキャリアが上の社員ばかり。ユーワーとしてパチンコに接していた」とはいえ、ホール経営はド素人ですから、ものすごく苦労しました」と苦笑する。

しかし、その苦労が自身をホール経営に真剣に向かわせることになつたという。中小のホール企業はどうあるべきか、自分は将来、経営者としてどのようなホール企業を目指すのか。日々考えるようになった結果、「共生」の経営理念にたどりついた。

実践している社会貢献活動はいざれも理念を具現化させるため欠かせない取組みで、SB.Heart Stationを通じた東南アジアの子どもたち

「ホール経営者の長男として生まれながら、大学卒業後はかねてからの映画好きが高じてドキュメンタリー作品を製作する映像プロダクションに就職し、助監督をしていました。生活が苦しくて、この先どうしようかなと思い始めていたところへ、先代の社長である父から『帰つてこないか』と声をかけられたのです」

ながら、大学卒業後はかねてからの映画好きが高じてドキュメンタリー作品を製作する映像プロダクションに就職し、助監督をしていました。生活が苦しくて、この先どうしようかなと思い始めていたところへ、先代の社長である父から『帰つてこないか』と声をかけられたのです

# に改めて広告宣伝規制について考える



三堀 清

みほり きよし  
昭和32年 神奈川県生まれ  
早稲田大学法学部卒  
司法修習終了後  
昭和63年 弁護士登録(第二東京弁護士会)し、大手企業の法律問題を扱う法律事務所勤務を経て  
平成8年 早稲田大学大学院修士課程終了  
平成9年 三堀法律事務所開設  
現在、パチンコホールを始め企業関連の民事事件を手がける

## 1 いつから

パチンコ営業の  
広告宣伝が規制されるようになつたのか

広告宣伝規制を定めた風適法16条は、

「風俗営業者は、…営業所周辺における清淨な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝をしてはならない」という文言から、周辺地域の風紀に悪影響を与えるような卑猥なものを規制対象とするもので、かつてはパチンコホール営業の広告宣伝には適用がないと考えられていた。

しかし、警察庁は、平成13（2001）年9月に制定した風適法等の解釈運用

基準で、「遊技盤上の遊技くぎの操作による遊技球のサービス等著しく射幸心をそそるおそれのある行為が行われていることを表すもの等」を規制対象とすることを明示し（当時の解釈運用基準第16・4(2)イ）、この解釈は現在も変わっていない（現行の解釈運用基準第17・5(2)イ）。

これにより「著しく射幸心をそそるおそれ」のある表示は、「清浄な風俗環境を害する」ものに該当するとされたが、その背景には、平成8（1996）年から開始された「社会的不適合機」の自主撤去以降、パチンコの射幸性が下がったのに対し、スロットの射幸性は高まり、高い射幸性を謳う広告宣伝が蔓延した

という事情がある。

## 2 スロットの

射幸性の加熱と規則改正

スロットの射幸性は、平成14（2002）年の爆裂機の登場で一種のピークの領域に達し、ホール業界では出玉の良さを誇張するような広告宣伝が止まなかつた。

そこで、警察庁は同年10月に「パチンコ営業における広告及び宣伝について」という「見解」を示し、規制対象となる「著しく射幸心をそそる」表示として、①「入賞を容易にした遊技機の設置をうかがわせる表示」

②「大当たり確率の設定変更が可能な遊技機について設定状況等を示す表示」

- ③「賞品買取行為への関与をうかがわせる表示」
- ④「遊技客が獲得した遊技球等の数を示し、これに付随して景品買取所における買取価格等を直接的又は間接的に示す表示」
- ⑤「著しく多くの遊技球等の獲得が容易であることを示す表示」
- ⑥「遊技料金等の規制に違反する行為を直接的又は間接的に示す表示」
- ⑦「遊技の結果について技術介入の余地がなくなっていることをうかがわせる表示」

の5類型を挙げ、これらの表示を積極的に取り締まるとした。これにより、当時は当たり前だった高設定の表示や玉箱（ドル箱）を積み上げたイメージ写真が「著しく射幸心をそそる」表示として規制対象となつたのである。

### 3 その後の

#### 広告宣伝規制と現状

スロットの射幸性は、平成16（2004）年7月の規則改正により抑制される流れとなつた。

しかし、ホール業界は、従前の高い射幸性を売り物にした営業方法から転換できず、出玉イベントを常態化して少數のヘビーユーザーを奪い合い、先の「見解」の例示を潜脱する表示（隠語の使用、バーゲンプライスでの景品提供やライターの取材の予告等）を駆使した広告宣伝を展開するようになつた。

このように、ホール業界が射幸性に頼つた営業方法から脱却できなかつた結果、長期的な客離れを招いたのみならず、自らの利益のために客＝消費者の生活を破綻の危機にさらし、依存症（のめり込み）問題の種を撒いていたのである。

かかる状況下、警察庁は、東日本大震災の直後となる平成23（2011）年6月、「ぱちんこ営業における広告、宣伝等について（通知）」を発し、平成14年に示した「見解」の5類型に加え、

（バーゲンプライスで景品提供をする旨の表示）

及び

④「遊技の結果について技術介入の余地がなくなっていることをうかがわせる表示」

（目押しサービス等の表示）

を「著しく射幸心をそそる」として規制対象とした。ところが一部のホール業者は、隠語や語呂合わせによる特定日・特定機種の表示、特定機種のキャラクターとなつているタレント等の招致・ライター取材の告知その他様々な手段で、新たな規制の潜脱に余念がなかつたのである。

そこで警察庁は、平成24（2012）

年7月、「ぱちんこ営業における広告、宣伝の適正化の徹底について（通知）」を発し、前年の通知で挙げた規制対象となる表示をより具体的に例示した。この通知は、現在に至る広告宣伝規制のスタンダードとなつており、それなりの効果を挙げていることができる。すなわち、風俗営業等（風適法適用業種全般）についての統計ではあるが、広告宣伝規制違反による行政処分件数は、平成28（2016）年が115件であったところ、令和2（2020）年は16件と、5年で約8分の1に激減しているのである（警察庁生活安全局保安課「令和2年における風俗営業等の現状と風俗関係事犯の取締状況等について」14頁）。

### 4 正確な情報伝達手段としての広告宣伝の位置づけ

令和3（2021）年7月、一般社団法人日本遊技関連事業協会のパチンコ・パチスロ依存問題防止研究会（座長・篠原菊紀公立諭訪東京理科大学教授）が約3年にわたる調査研究の結果を発表した。

その内容は、高い出玉性能の遊技機使用が遊技障害のうたがいのリスクを増す原因とはいえない、広告宣伝の視聴、イベント参加が遊技障害のうたが

# 改めて広告宣伝規制について考える

いのリスクを増す原因になるとはいえない等としたうえ、今後の対応策として、費用把握、金額制限、時間制限を守る「健全プレイ」の推進が予防のため有望であるとするものである。これにより、自己申告・家族申告プログラムの有効性と普及の重要性が裏付けられたことになる。

更に、同研究会は、「ぱちんこモデル2021」を提案した。詳細については割愛するが、同モデルでは、健全プレイの推進のために、プレイヤーには自己責任に基づく選択を、事業者には適切な選択のための正確な情報提供を求めており、同モデルに依拠すると、広告宣伝については、適切な選択のための正確な情報の提供が行われているか否かという観点からの見直しが必要となるであろう。

現行の広告宣伝規制が対象とする「著しく射幸心をそそるおそれ」のある表示は、消費者＝客を惑わす虚偽誇大な表示という一面もあるから、従前の規制を維持しつつ、「消費者目線」で適正な判断のための正確な事実の告知がなされているかという問題意識を

清浄な風俗環境」の保全を目的として営業所周辺の公衆が見たり聞いたりできる広告宣伝、すなわち視覚、聴覚又はその双方に訴える広告宣伝のみを規制対象としており、客の適切な選択のための事実に関する表示及びその正確性担保までは想定していないといわなければならぬ。しかしながら、広告宣伝規制に関する同一の基準が、営業所内の告知については営業所の構造設備の

(日遊協のパチンコ・パチスロ依存問題防止研究会が提案した「ぱちんこモデル2021」は)

健全プレイの推進のために、

プレイヤーには自己責任に基づく選択を、

事業者には適切な選択のための正確な情報提供を求めており、

同モデルに依拠すると、

広告宣伝については、

適切な選択のための正確な情報の提供が行われているか否かという観点からの見直しが必要となる。

従前の(広告宣伝)規制を維持しつつ、

「消費者目線」で適正な判断のための

正確な事実の告知がなされているかという問題意識を

広告宣伝規制に投影することが必要になると考えられる。



# 店長に求められる知識

## 労務管理XX

### パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

不規則、長時間、重労働と、かつては過酷な労働環境が当たり前と言われたパチンコ業界ですが、近年では大手チェーン店を中心に改善が見られ、他業種と比較して福利厚生面でも充実した企業が増えました。パチンコ店が「人」「物」「金」「情報」の経営資源を有効活用して利益を生み出していく上で、根幹をなすのが「人」です。

「人」を効率的に活用して生産性を高めるため、労働条件や待遇、職場環境などを適性に管理することが労務管理です。店舗管理者として店舗の長期的な発展を目指すのであれば、労務管理の知識を学び、従業員が将来性に不安を抱くことなく安心して働く環境を整備していくなければなりません。

今回はハラスメントについて取り上げます。ハラスメントとは、さまざまな場面で発生する嫌がらせやいじめを意味する言葉です。近年、ハラスメントの種類はますます多様化し、頭を悩ませている管理者の方も多いでしょう。職場で発生する各種ハラスメント行為は就業環境を悪化させるだけでなく、労働生産性の低下や有能な人材の損失、流出など、長期的には企業の存続をも脅かす問題に発展しかねません。店舗管理者には、ハラスメントに関する正しい理解と、厳密な管理体制をつくることが求められています。ここからは問題を解きながら解説していきましょう。

### セクシユアルハラスメント

#### 【問題】

男女雇用機会均等法により定義されたセクシユアルハラスマントに該当する事例の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

- ア：男性から女性に対する性的な嫌がらせ
- イ：女性から男性に対する性的な嫌がらせ
- ウ：同性間による性的な嫌がらせ

#### らせ

#### 【選択肢】

- a：アのみ
- b：アとイ
- c：アとウ
- d：ア、イ、ウすべて

8

## 【回答分布】

- a : 0・6% b : 15・3%  
c : 0・6% d : 83・5%

## 【正解と解説】

正解はdです。

男女雇用機会均等法の第11条「職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等」では、以下の通り記されています。

事業者は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。

示された指針では、セクシュアルハラスメントは性別を問わず行為

者にも被害者にもなり得るほか、異性に対するものだけではなく、同性に対するものも該当すること、さらには、被害を受けた者の性的指向や性自認に関わらず対象となることも記されています。また、「男はこうあるべき」「女はこうであるべき」といった考え方のように、性に関する固定観念や差別意

識に基づく精神的苦痛・身体的苦痛や不当な扱いを受ける行為のことをジェンダーハラスメントと言いい、広義のセクシュアルハラスメントとされています。

## マタニティハラスメント

### 【問題】

マタニティハラスメントに関する説明として、最も適切なものはどれか。

### 【選択肢】

- a : 職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、相手に精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化さ

### 【正解と解説】

正解はcです。

女性が妊娠、出産、育児などを理

マタニティハラスメントには、以下のような事由を理由とする不利益取り扱いが該当します。

以下のような事由を理由として、	不利益取扱いを行うこと
妊娠中・産後の女性労働者の…	不利益取扱いの例 ・解雇 ・雇止め ・契約更新回数の引き下げ ・退職や正社員を非正規社員とするような契約内容変更の強要 ・降格 ・減給 ・賞与等における不利益な算定 ・不利益な配置変更 ・不利益な自宅待機命令 ・昇進・昇格の人事考課で不利益な評価を行う ・仕事をさせない、もっぱら雑務をさせるなど就業環境を害する行為をする
子どもを持つ労働者の…	マタニティハラスメントの「出産時の」という意味です。 その他選択肢を見ると、aはパワーハラスメント、bはセクシュアルハラスメント、cはパワーハラスメントにそれぞれ該当します。また、dはモラルハラスメントにそれが該当します。

※厚生労働省「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いに関する解説通達について」より

由に職場で精神的・身体的苦痛や不当な扱いを受ける

行為の総称をマタニティハラスメントと言います。マ

## 【回答分布】

- a : 2・4% b : 2・4%  
c : 93・8% d : 1・4%

## 【正解と解説】

正解はcです。

## パワーハラスメント

### 【問題】

厚生労働省が定めるパワーハラスメントに該当する6つの類型に該当する行為として、最も適切でないものはどれか。

### 【選択肢】

- a : 職務怠慢な部下に対して、机を叩きながら叱責すること。

**定義:**職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為

類型	事例	該当する行為	該当しない行為
1.身体的な攻撃	暴行、傷害	・殴打、足げり ・相手に物を投げつける	・誤ってぶつかる
2.精神的な攻撃	脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言	・人格を否定するような言動 ・業務の遂行に関して必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す	・遅刻など社会的ルールを欠いた言動がみられ、再三注意しても改善されない労働者に一定程度強く注意する
3.人間関係からの切り離し	隔離、仲間外し、無視	・自身の意に沿わない労働者に対して、仕事を外し、長期間にわたり別室に隔離したり、自宅研修をさせる	・新規に採用した労働者を育成するために短期間集中的に別室で研修等の教育を実施する
4.過大な要求	業務上不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害	・長期間にわたる、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下での勤務に直接関係のない作業を命ずる	・労働者を育成するために現状よりも少し高いレベルの業務を任せる
5.過小な要求	能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる、仕事を与えない	・管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる	・労働者の能力に応じて、一定程度、業務内容や業務量を軽減する
6.個の侵害	私的なことに過度に立ち入る	・労働者を職場外でも継続的に監視、または私物の写真撮影をする	・労働者への配慮を目的として、労働者の家族の状況等をヒアリングする

c : 18.4%  
a : 2.1%  
b : 12.5%

d : 12.5%  
c : 67.0%  
b : 0%

- b :**ミスを繰り返した社員に 対して、事前に予告した上で設定キーを没収すること。
- c :**閉店後の食事の席に、一人だけ声を掛けないこと。
- d :**公休日を利用して、セミナーへの参加を強制すること。

**b :**ミスを繰り返した社員に 対して、事前に予告した上で設定キーを没収すること。

**c :**閉店後の食事の席に、一人だけ声を掛けないこと。

**d :**公休日を利用して、セミナーへの参加を強制すること。

### 【正解と解説】

正解は**b**です。

厚生労働省によるガイドラインでは、職場におけるパワーハラスメントを以下の通り定義し、6つの類型に分類して該当する例と該当しない例をそれぞれ示しています(抜粋)。

選択肢をそれぞれ見てみましょう。aは、机を叩くという行動は業務上明らかに必要なない言動にあたることから2の精神的な攻撃

に該当します。cは、食事の席に一人だけ声を掛けないという行為が3の人間関係からの切り離しに該当します。dは公休日の業務を強制するという行為が、6の個の侵害に該当します。

bの事前の予告にも関わらず、ミスを繰り返したことに対しても一定の権限を剥奪するという行為は、リスクヘッジの一環として業務の適正な範囲内で行われるマネジメントと言えます。

2020年6月、改正労働施策総合推進法の施行に伴い、日本では初となるパワーハラスメント防止の措置が事業者に義務付けされました(中小企業は2022年4月より施行)。同法に罰則は規定されていませんが、適切な措置を講じない企業には行政指導による是正勧告があり、それにも応じない悪質なケースでは企業名が公表されることとなります。パワーハラスメントが増えた背景には、人材不足による過重労働やストレス、会社からの業績向上による精神的な圧力、職場内のコミュニケーション不足などがあると言われています。

するものや本人に自覚の無いもの、退職に追い込むための悪質なものまで、発生するケースはさまざまです。しかし、明確に基準が示された以上、その要因に関係なく該当行為を無くしていくなければなりません。何よりも被害者の立場で考えることが重要となります。

◆

近年、ハラスメント問題が増加傾向にあることから、企業として労働環境を整備して未然に防ぐことはもちろん、問題発生時にも適切に対処できるよう必要な知識を兼ね備えておかなければなりません。店舗からハラスメントを無くすには、第一に企業としてハラスメントを撲滅すべきであることを明確に方針として打ち出すことが重要です。組織としての方針を明確化することにより、被害者や周囲も問題の指摘や解消に向けた発言がしやすくなり、結果的にハラスメントの生まれにくい風土が浸透していきます。管理者として、誰もが安心して働きやすい職場づくりを目指していきましょう。

# 銀世界の銀

150

## 不幸中の幸い

朝イチから入店して3万円散財。これ以上はさすがにマズいと帰ろうとしたとき、近くに座っていたおばあちゃんも同じく帰り支度をしていた。

ふと気になつて回転数を見てみると、あと少しで「遊タイム」に入るところだった。

「あ、おばあちゃん、ちょっと待つて！」

オレは慌てて声をかけるが、おばあちゃんは気付かず、見かけの割には元気なのかスタスターと足早に店を出ていってしまった。

「遊タイム」は新しいシステムだ。

パチスロの「天井」みたいな救済措置で、一定の条件でハマつたら時短が発生するというもの。

導入されている機種はこのパチンコ店でも一部だし、新しいシステムなので、あのおばあちゃんは「遊タイム」を知らなかつたのだと思う。

さて。

周りを見回すも、オレのことを見ている者は誰もない。

当然ながら、この台が「遊タイム」突入間近なことに気付いている者もない。

財布の中には2万円。これはもう、打つしかないつしょ？

ラッキーと思いつつ回し始めると、すぐには「遊タイム」の時短に入る。お金を減らすことなく回していると、またしてもラッキーを引き寄せたのか、確変で大当たり。しかも、延々と続いた。

その日は結局、朝、出がけに財布に入れたお金の4倍以上も勝つてしまつた。

浮かれてしまつて、久しぶりに寿司なんて食べてしまつた。回るヤツだけど。

久しぶりの大勝ちは気持ち良かつたなあ。

これぞ、不幸中の幸いってやつなんじやないだろうか。

小さいころから料理が好きで、大勢でわいわいやるもの好きだったから、高校卒業と同時に料理の専門学校に通つて、その後はずつと飲食店で働いていた。

しかし、コロナの問題であつさりと10年以上働いていた職を失つた。

オレが10年以上働いていた飲食店は老舗の洋食屋で、近隣では名前が知れた有名レストランだった。

しかしオーナーが高齢で後継者がいなかつたことに加え、コロナで廃業を決めた。

オーナーはオレたち従業員に謝つてくれた。

事情はわかるし仕方ないことなののはわかるけど、正直キツい。

オーナーはいいよ、年金貰えるし、なにより蓄えがあるだろうし。  
洋食屋の営業最終日、常連さんたちが涙でお別れしてくれたけど、オレは別の意味で泣きたかった。



「あつ」

思わずやってしまったけど、今日はやらないつもりだったけど、ついうつかり……やってしまった。そんなつもりじゃなかつたのに、考えるより先に体が動いてしまつたんだ。

怖い顔の店員は、先日よりももっと怖い顔だつた。

「お客様、先日注意したばかりだよね？」

オレは先日言われた「相応の対応」という言葉を思い出した。

よくわかんないけど、絶対にヤバいやつだ。

慌ててホールを出ようとしたら、入口にある消毒液を置いた台に足をぶつけた。

くつそう！

オレは余計に頭に血がのぼり、ぶつかった際に落ちた消毒液のボトルのノズルを引きちぎり、追いかけてきた店員に投げつけた。

いやほんと、後から思えば、なんで

そんなことしたんだろうと思うよ。

でも、あの時は無我夢中だった。

そしてオレは気付いたら警察にいた。

「あのね、消毒液が目に入つたら傷害罪になるんだよ。幸い、君が投げたボトルにはほとんど消毒液が残つてなかつたから、大事には至らなかつたけどね。不幸中の幸いだね」

傷害罪にはならなかつたが、オレがやつたことは業務妨害という立派な犯罪になるらしい。

これからオレはどうなるかは、あのお店の対応次第だが、実害はなかつたので立件されることはないとのこと。

取調室で冷静になつたオレは、刑事さんから言われた「不幸中の幸い」という言葉をかみしめていた。

この物語はフィクションです。  
実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

## KiKo NEWS

### 編集後記

この夏、冷し中華を何度も食べたことか。麺だけ買って来て、家で自己流で作つてもみた。事務所近くの中華店は、新型コロナの影響で経営が厳しくなり、冷し中華はゴマダレ一種類に絞つてしまつた。冷し中華は材料費のリスクが一番あるらしい。

案の定8月下旬に野菜が高騰し、冷し中華に欠かせないキユウリの原価が3、4倍になつた。値上げせずに頑張つ道されていた冷し中華の人気なつた。値上げせずに頑張つ道されていると、TVニュースで報じられていていた冷し中華の人気店「ミルク夏の終わりの冷し中華」に足をぶつけた。

（M）

駅から少し離れた場所で営業しているホールさんが地元にある。駐車場を併設されているが、車とは無縁の私は公共交通機関十徒步でよく遊びに行つていた。真夏の日の冷し中華に満足した。

定期健診で初の肥満と診断されたのが7月9日。他の数値も総じて悪くなつており、このままだとコレステロール値を下げる薬が必要だと医者から脅かされたのを契機に、長めの散歩を始めた。（H）

三日坊主にならないよう与时折Facebookで報告し、

（N）

駅から少し離れた場所で営業しているホールさんが地元にある。駐車場を併設されているが、車とは無縁の私は公共交通機関十徒步でよく遊びに行つていた。真夏の日の冷し中華に満足した。

行った際、入口で頭部（おでこ）の検温をしたところ40度を超えて赤いランプが点滅した。従業員

炎天下では…の方から

「お客様、少し落ち着いてから再度お願いします」と言わ

れ、文字通り頭を冷やして再

度検温したら36度5分だった。

笑つたのが次のお客さんも41度だったこと。同じように頭を冷やしていたが、炎天下に少し歩いてホールさんに入ると、おでこの体温が危険値を示していることがよくわかつた。

（H）

おかしいと思ったら すぐここへ <https://www.suishinkikou.or.jp/>

# 不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関  
遊技産業健全化推進機構

Organization for  
the Sound Development of  
the Pachinko & Pachislot Industry

遊技産業健全化推進機構広報誌 令和3年10月1日(毎月1日発行)第172号  
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-1 山基ビル6F  
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063